

後だろというふうにも考えております。併し確定する日取りについてははつきりまだ考えておりません。併し申上げるまでもなく、はつきり公布の日から施行するということを諒いました以上は、この方は公布の日を別に延ばすとか何とかということなしに、普通の手続によつてやつて行きます。なるべくそれに合せるように、他の方を早くいたしたい、こういうつもりでおりますが……

○森下政一君 ちよつと政府委員にお尋ねしたいのですが、私ちよつと分りかねる点がありますので事情を御説明願いたいです。この大蔵省預金部等の資金の運用に際して、地方公共団体或いは金融機関等が、大蔵省から直接貸付を受けるという事は分るのですが、その貸付を受けたものが、融通条件の定めるところにより他に貸付することができ、それが貸付条件と申されておりますが、融通条件の定めるところに「従い」というのは、どういふ場合に政府から直接貸付を受け、更にそれを貸付することが許されておるわけでありませうか、それを先ず第一に伺いたい。

○政府委員(愛知第一君) これは預金部の資金の運用につきましては、只今御指摘のごとく、直接貸付の場合と、それから他の金融機関或いは地方公共団体等を通じて、更にその他のものに貸付する場合と両方あるわけでございます。これは預金部資金の根本になります運用の根本として、法律において決められておるわけでありませう。それからその融通の条件とか、或いはどういふものに貸すとかいふことにつきましては、いろいろ沿革がございしますが、預金部資金運用委員会の法令に定められた範囲内におきまして、預金部資金運用委員会の議決によりまして、これを決定いたしておるわけでありませう。

○森下政一君 それでは預金部資金の運用委員会の議決によつて最終の貸付先も決められることになるわけでありませうか、預金部資金を運用する場合に、直接貸付するところは運用委員会の議決によつて決まるのじやないかと、思います。更に借りた公共団体が他に貸付するといふ場合も、大蔵省預金部資金運用委員会の決定によるわけでありませうか。

○政府委員(愛知第一君) 実際の取扱上さうなことになるております。と申しますのは、預金部資金運用委員会の議決は、御案内かと思ひますけれども、非常に詳細なものでございまして、融通条件、それからその他貸付先は勿論でございます。使途その他につきましては、直接貸付の場合に限ります。きましても、例へば或る事業につきましても、例へば或る事業につきましても、地方公共団体を通じて、農業会その他に貸すというやうなことで、基本的なことはすべて運用委員会において決定いたしております。

○森下政一君 そんならさうな場合に、地方公共団体に政府が貸付する、地方公共団体が更に農業会に貸付する、そういう手数を経ずに、農業団体が直接政府から借りるというのを何故しないのですか。

○政府委員(愛知第一君) これは預金部資金の運用規則というものがございまして、これは現在御指摘のやうに、善いか悪いかという事は別問題にいたしまして、只今までのやり方といたしましては、預金部資金運用規則というものがございまして、その中におきまして一定の範囲で貸付し得る一定の条件を決めておるわけでございますが、例へば農業会その他に直接貸付するといふことは、極く特異の場合を除いて只今の預金部資金運用規則ではできないのでございまして、それを運用委員会の議決を経まして、一旦地方公共団体その他に貸付しまして、而もそれから先の貸付その他に關連する条件等を運用委員会で決めて頂ければ、その法令の範囲内で貸付が許されるという事になる。率直に申しますれば一種の便法として間接貸しの方法を実行いたしておるやうなわけでありませう。

○森下政一君 私がさういふことをお尋ねしたのは、直接に政府の方で貸付けた、これは運用委員会の議決を経るに違ひないのですが、さうな場合にこの法案に示されておるやうな、よむところない事情があつた際に債務を免除する。これは私は考えられることだと思ふのですが、一旦政府から借りた地方公共団体がその責任において更に貸付した。その債権を解消することができないといふ場合に、政府自身がその尻拭いをする必要があらう責任があるかといふことに危惧を持つたわけなんです。併し只今お話を承りますと、さういふふうには貸付することは出来ぬ。知の上で資金の運用をされておるといふことですから、これは政府も直接地方公共団体に貸付して、実は地方公共団体が使うのでないといふことを予め承認の上で貸付することがあり得るのだといふふうに分りましたから政府に責任があるのではないかと思ひます。只今手許に配付を受けましたこ

の資料の中にさういふ所があります。「第二條の適用をなすべき貸付金額及免除見込額」とその中に「内地地方公共団体及び金融機関に対する貸付額(推定額)七〇一百万円」とあります。これは適用をなすべきものがこれだけの金額になつておる。さうして一同上のうち免除見込額一四九百万円」とあります。これはどうですか、これだけが結局免除をしなければならん、七億一百万円というのは貸付総額といふことだけですか。

○政府委員(愛知第一君) 只今お尋ねの通りでございます。その免除の申請をなし得るところの性質の総貸付高がここに言われます七億一百万円でございます。その中我々の推算を以ちまして、結局免除してやらなければならぬと思はれますものは、約一億五千万円、さういふことになるのです。それからちよつと附加をさせて頂きたいのですが、先程の御質問で經由貸付の場合におきまして、經由機關の責任にすべき事情によりまして、免除とか條件変更が起りますやうな場合は、これは經由機關の責任と解すべきであると考えますのでありますが、今回の場合は經由機關の責任に帰するといふよりは責任に帰すべきものではございませんで、他の戦時補償の打切りと一連の措置の余波を受けておるわけでございます。これは經由機關が、何と申しますか、善意の過失でありまして、他の客観的事項の変更によりまして、企業再建整備法とか、金融機関再建整備法或いは大蔵省預金部の損失特別処理法とか、いろいろの他の法令によりまして、止むを得ず損になつて行くものでございまして、その点は經由機關

でありまして國家において直接にその責任を取つてやるべきもの、さういふふうに考えております。

○森下政一君 只今のお話はよく了承いたしました。ところがこれがよい、よこれを免除することになると、非常にその損失は先般政府委員の御説明にありましたごとく、大蔵省預金部損失特別処理法により処理がなされるのだと思ふのですが、預金部の資金などというものは可なり零細な一般國民の貯蓄、その他のものの累積したものだと思ひますが、それがさういふやうな最終貸付先から回収が不可能であるといふので免除するといふ場合に、さういふふうには財政的に措置されるわけですか。一般國民に迷惑にならんやうな措置はどうしてできるわけですか、何で補填されることになるのですか。

○政府委員(愛知第一君) 大体この額で申しますと、直接御質問から離れるかと思ひますのでございしますが、預金部の運用資産の、大体現在我々の推算いたします評價額は、大体総額で五十三億程度にならうかと思ひます。その中には、只今免除の關係で約一億五千万でございますが、その外御承知のとく、預金部の資金の運用は、例へば喪失いたしました日本の各在外機關であります。さういふところの、現に閉鎖されております機關の關係に運用しておりますものが一番損失が多いのであります。それが大体三十九億程度に見込まれるわけでございます。それから特殊会社、それから當國、その他やはり同様な關係にあり得るもので、約十億程度の損失が予想されるのであります。むしろ委員会で議題になつておりますのは、金

小宮山常吉君
西郷吉之助君

高橋龍太郎君
渡邊 甚吉君
川上 嘉君
政府委員
大藏事務官(銀行局長)
愛知 揆一君

九月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、失業保険特別会計法案(予第五十六号)

失業保険特別会計法案

失業保険特別会計法

第一條 失業保険法による失業保険事業を經營するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この会計は、労働大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、保険金、保険施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この会計において保険金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担で、借入金を行うことができる。

第五條 労働大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前年度末における積立金明細表

三 前年度及び当該年度の予算損益計算書及び予算貸借対照表

第八條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第九條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担で一時借入金をすることができ

る。

前項の規定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣がこれを行う。

第十一條 労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計

算書を添付しなければならない。

第十三條 この会計において決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

この会計において、決算上不足を生じたときは、積立金から、これを補足する。

第十四條 この会計の積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支拂済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定による大藏大臣の承認を経ることを要しない。

労働大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第十七條 この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

第十八條 第一條中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金の支給事業を含むものとする。

第三條及び第四條中に、保険金には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

九月二十七日日本委員会に左の事件を付

託された。

一、非戦災特別税に関する陳情(第三百三十一号)

(陳第三百三十一号) 昭和二十二年八月二十六日受理

非戦災特別税に関する陳情
京都商工会議所会頭 中野種一郎

非戦災特別税は終戦後三年の経過により、經濟狀態が自然と次第に平均化等よりして課税対象が対象でなくなつてゐるため、納税負担能力公平の原則を欠き且つ、又第一次財産税において非戦災資産は高率負担を負つたのであるから、二重課税のそしりを免れ難く、課税技術上欠点がありこれ等は租稅政策の混乱とも言ふべき惡税であるから、戦災、非戦災の別なく租稅能力のある階層を税源とされたいとの陳情。